

## 芦屋市社会福祉審議会の体制について

### 1 社会福祉審議会の位置づけ

#### (1) 設置根拠

「芦屋市附属機関の設置に関する条例」, 「芦屋市社会福祉審議会規則」

#### (2) 担当事務

市民の社会福祉に関する事項についての調査審議を行う。

### 2 体制の見直しの背景

#### (1) 厚生労働省より社会福祉法の改正について示される。(平成 30 年 4 月 1 日施行)

市町村地域福祉計画の策定について、任意とされていたものを努力義務とするとともに、策定に際しては、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する福祉分野の「上位計画」として位置付けた。

#### (2) 「芦屋市附属機関の設置に関する条例」の改正（平成 30 年 4 月 1 日施行）

社会福祉法改正の内容を踏まえ、本市が福祉分野の上位の会議体に位置づけている社会福祉審議会において、今後地域福祉計画の評価等を行うため、「芦屋市附属機関の設置に関する条例」を改正し、同審議会の委員定数及び委員の構成を改めた。

#### (3) 「芦屋市社会福祉審議会規則」の改正（平成 30 年 4 月 1 日施行）

地域福祉計画の推進及び評価等について審議を行う専門部会を設置するため、「芦屋市社会福祉審議会規則」を改正し、部会の記載について改めた。

### 3 新規体制について

別紙 資料 3 を参照

### 4 年間開催予定

平成 30 年 8 月 審議会（全体会）

平成 31 年 3 月 専門部会（地域福祉計画の 30 年度評価）

5 月 審議会（全体会）にて 30 年度地域福祉計画評価の報告

平成 32 年 3 月 専門部会（地域福祉計画の 31 年度評価）